

中央会の休業補償プラン導入のメリット

企業の採用・PR

従業員をお守りする独自の福利厚生制度を導入し、従業員の健康や働き方に配慮する体制を構築することで、採用活動でPRすることができます。

ES向上・従業員定着

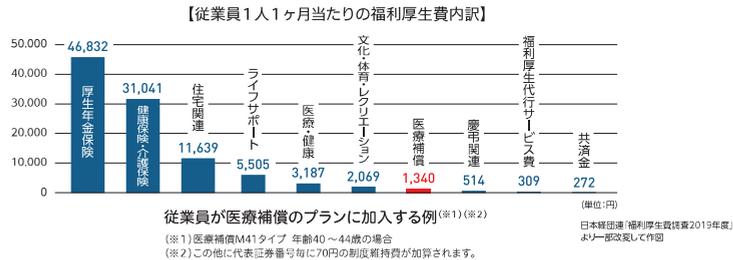
従業員の治療と仕事の両立を支援し、元気で長く働いてほしいというメッセージを伝えることで、モチベーション向上と更なる生産性向上が期待できます。

健康経営の推進&企業価値の向上

従業員の健康や働き方に配慮した体制を構築し、「健康経営」につながる取り組みを推進することで、従業員のモチベーション向上と生産性向上＝企業価値の向上につながる投資効果が期待できます

中央会の団体割引等で低コストで実現可能

他の福利厚生制度と比較して、低いコストで導入が可能です。



● 従業員の皆さまへご案内ください ●

中央会の休業補償プランへの加入は、企業での一括加入のほか、従業員の方の個別加入も承っております。個別加入では、従業員のご家族(※1)もご加入いただけます。

(※1) ご加入頂ける加入対象者の詳細につきましては、パンフレット記載の「加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲」をご確認ください。

従業員の皆さまのご加入のメリット

メリット① 割引率最大20%

全国に多数の構成企業がある中央会の保険だから、高い割引率が適用されます。

メリット② 充実した補償

ご自身の年齢やライフスタイルに合わせて、8つの補償ラインナップから必要な補償をご自身で選ぶことができます。

メリット③ 簡易な申込手続き

Web(スマホ・インターネット)で簡単に加入することができます。Webで加入する場合は、「Web加入専用(パンフレット)」をご確認ください。

このご案内は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、「お問い合わせ先」までご連絡ください。※補償を受けられる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。

団体名・組合名

お問い合わせ先
[取扱代理店/引受保険会社]

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

有限会社 日事連サービス

TEL:03-3551-6633

E-mail:njs-q@nichijiren-service.com

C14-10989(1)改定202307
23T-000865 2023年6月作成

全国中小企業団体中央会
都道府県中小企業団体中央会
会員の皆様へ

2023年10月1日
以降始期版

全国中小企業団体中央会の団体総合生活保険

中央会の休業補償プラン

がん補償、医療補償、傷害補償、個人賠償責任補償、団体長期障害所得補償、所得補償、介護補償、携行品損害補償、ホールインワン・アルバトロス補償

今、“従業員に選ばれる” 福利厚生制度をつくる。

～中央会の制度で、充実した福利厚生を実現～



割引率
最大 **20% OFF!**

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

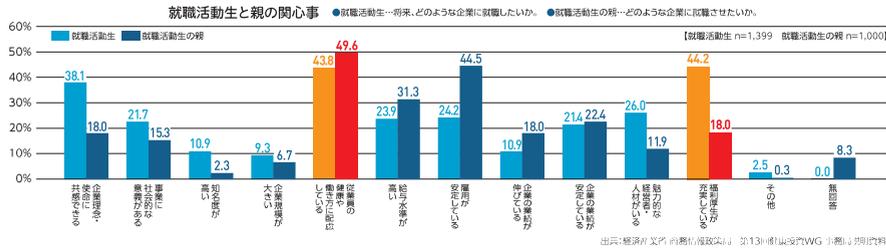
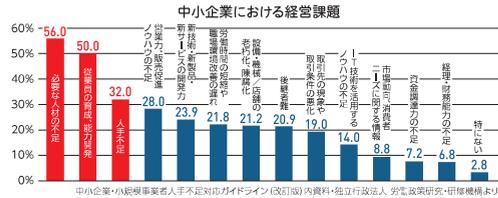
信頼の中央会の制度、だから安心。

経営課題解決に中央会制度の活用

中央会の制度を活用して、従業員の皆様をお守りする制度づくりをはじめませんか？

まったなし！企業の福利厚生の充実

少子高齢化、人口減少社会の中、人手不足の解消が大きな経営課題となっています。その課題を解決するためのひとつの解として、福利厚生制度の導入・充実が挙げられます。新たに人材を採用するためのPRや、今いる従業員に長く働いてもらうことで高い生産性を実現する。そのために福利厚生に力を入れている企業が増えています。



優秀な人材の採用・定着が今後の課題に！

若い層が減少している現在の日本において、優秀な人材を採用することが難しくなりつつあります。特に中小企業はその傾向が高くなります。従業員の健康や働き方に配慮する体制整備や、安心して働けると感じてもらうための施策が重要になってきます。

従業員に長く働いてもらうために——

長く働いてくれる従業員は、仕事のノウハウはもちろん、企業文化や企業理念を十分に理解しており、企業にとっての宝です。そういった従業員がケガや病気になってしまったら、「企業として従業員が安心して長く働いていける環境を整えて、「治療と仕事の両立」を支援する取り組みが求められています。

全国中小企業団体中央会と一緒に構築した企業の福利厚生としての保険

中央会は企業の成長を支援するための相談機関。変わりゆく時代に合わせ、企業を支え、成長するために必要な福利厚生制度を構築しました。従業員のリスクをお守りする充実した補償を備え、高い割引率で割安に導入することを可能としたのが「中央会の休業補償プラン」です。今、本制度を導入する企業数が増えています。是非、この機会にご検討ください。



中央会の休業補償プランの特長

充実した補償ラインアップ。そして団体割引で割安、簡単な告知で加入が可能な魅力的な制度です。

- 特長 1** 中央会の**団体割引等で割安**に(割引率最大**20%**)福利厚生制度が導入できます
- 特長 2** 一括告知方式^(※1)を利用すれば、**従業員の個別健康状態告知は不要**。導入手続きは簡単です^(※1)一括告知方式は適用条件があります。右ページ「一括告知の適用条件」をご確認ください。
- 特長 3** 従業員等全員が加入する場合、保険料は**全額損金算入が可能**^(※2)です^(※2)詳細は最寄りの税理士にご相談ください。

おすすめ導入プラン 3つのプランで従業員の皆様をお守りします

●**病気からお守りするプラン** 入院や手術のリスクは誰にでも起こります。病気による入院や手術を補償する「医療補償」があると安心です。

医療補償

20% OFF!

特長

- 1 病気による入院・手術の費用を補償
- 2 先進医療を最大500万円補償
- 3 三大疾病になったとき(がんと診断確定、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合等)一時金を補償(オプション)

制度導入保険料例 従業員10名・医療補償M41タイプ加入 (入院5千円、先進医療500万円、三大疾病・重度傷害一時金特約付帯タイプ) 月払保険料1,340円^(※1)×10名= **13,400円**(月額)^(※2)

(※1)年齢40～44歳の場合 (※2)その他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。

●**休業から守るプラン** 働けなくなるリスクその時の給与、どうしますか？

休業補償

20% OFF!

特長

- 1 病気・ケガ・メンタルヘルスによって働けなくなった場合の収入の減少を補償
- 2 休業補償の補償月額額は10万円単位で、収入に応じて設計可能
- 3 休業補償期間は、1年、3年、定年まで(60歳、65歳、70歳)など、選択可能

制度導入保険料例 従業員10名・一年休業補償S1タイプ加入 (月額20万円加入) 月払保険料170円^(※1)×20名×10名= **34,000円**(月額)^(※2)

(※1)基本級1級・年齢40～44歳の場合 (※2)その他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。

●**ケガ・賠償からお守りするプラン** 加害事故、被害事故どちらも大きなリスクとなります。

傷害補償

20% OFF!

特長

- 1 年齢や性別にかかわらず、保険料は一律
- 2 地震・噴火等によるケガも補償の対象
- 3 ケガ・特定感染症による入院・通院の費用を補償

個人賠償責任補償

20% OFF!

特長

- 1 お一人の加入で、同居のご家族まで補償
- 2 保険金のお支払いだけでなく、示談交渉も東京海上日動にて実施
- 3 日常生活のトラブルによる弁護士相談費用を最大300万円補償

制度導入保険料例 従業員10名・傷害補償1+個人賠償責任補償特約P1タイプ加入 月額保険料1,010円×10名= **10,100円**(月額)^(※1)

(※1)この他に代表証券番号毎に70円の制度維持費が加算されます。

導入手続きについて カンタンな手続きで加入できます

●告知から加入手続きまでがスムーズ

医療補償・一年休業補償・長期休業補償は下記の要件を満たす場合、代表者による一括告知で加入手続きが可能なので、制度導入時の手続きがスムーズです。傷害補償・個人賠償責任補償のご加入は告知が不要です。

一括告知の適用条件

- ① 企業などの従業員全員を被保険者とする事 ※健康状態告知の内容により引できない従業員は除く
- ② 定期的に健康診断が行われており、企業等が従業員等の健康状態を把握することができること。
- ③ 医療補償 一年休業補償 従業員が10名以上の企業等であること
- 長期休業補償 従業員が5名以上の企業等であること

※ご加入時の医師の診査は不要です。一括加入後の中途加入について、加入ごとに上記③の人数以上の加入がある場合のみ一括告知が可能です。

●保険料の払込は毎月の口座振替となります ※保険料のほか代表証券番号単位に制度維持費70円が加算されます。

●ご加入後、年に一度、会員確認・従業員の確認をさせていただきます。

本制度は全国中小企業団体中央会および都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員事業者の役員・従業員ご本人およびそのご家族が加入いただける制度(※)です。年に1度、①貴社が中央会の会員であること、②加入者が貴社の役員・従業員であることを確認をさせていただきます。加入者が退職した場合には、補償をご解約頂きます。(※)加入対象者の詳細につきましては、パンフレット記載の加入対象者(被保険者:保険の対象となる方)の範囲をご確認ください。

健康経営の推進 「健康経営」^(※)の取り組みを支援します

中央会の休業補償プラン「長期休業補償」、「一年休業補償」、「医療補償」の従業員全員加入等の制度導入で「健康経営優良法人認定制度」の評価項目(私病等)に関する両立支援の取り組み)にも対応!

(※)「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

